

文京区オープンデータ推進ガイドライン



平成28年10月

文京区



I 文京区オープンデータ推進ガイドラインの趣旨

文京区オープンデータ推進ガイドライン（以下「本ガイドライン」という。）は、国が策定した「電子行政オープンデータ戦略¹」及び「世界最先端 I T 国家創造宣言²」等を踏まえ、本区がオープンデータ³を推進する際の基本的な考え方及び取組の方向性を示すものとして策定する。

II オープンデータ推進の基本的な考え方

1 本ガイドラインにおけるオープンデータの定義

本ガイドラインにおけるオープンデータとは、区が保有する公共データが、区民及び法人その他の団体（以下「区民等」という。）に利活用されやすいように、機械判読性が高く、二次利用可能なルールの下で公開されること、また、そのように公開されたデータを指す。

2 本区がオープンデータを推進する意義

(1) 経済の活性化、新事業の創出

区内で活動する企業やNPOなどが、公共データの編集、加工、分析等の各段階を通して、様々なビジネスの創出や企業活動の効率化を促進し、本区全体の経済活性化を図る。

(2) 区民参画の推進

本区が公開する公共データを区民等と共有することで、区民等との協働による公共サービスの提供を促進する。

(3) 行政の透明性・信頼性の向上

公共データをオープンデータとして公開することにより、行政の透明性や信頼性の向上を図る。

¹ 電子行政オープンデータ戦略 公共データの活用促進に集中的に取り組むため、平成 24 年 7 月に I T 戦略本部により決定されたオープンデータに関する基本戦略

² 世界最先端 I T 国家創造宣言 世界最高水準の I T 利活用社会の実現に向けて、I T ・情報資産の利活用により未来を創造する国家ビジョンとして、平成 25 年 6 月に閣議決定。その中でオープンデータの推進は重要な施策として位置付けられている。

³ オープンデータ 機械判読に適したデータ形式で、二次利用が可能な利用ルールで公開されること、また、そのように公開されたデータ

3 オープンデータ推進のための基本原則

- (1) 各部が保有する公共データを積極的にオープンデータとして公開する。
- (2) 機械判読性が高く、二次利用が容易な形式で公開する。
- (3) 営利目的、非営利目的を問わず活用を推進する。

4 推進体制

オープンデータは、全庁的な体制により推進する。また、全庁的な普及及び理解に向け、職員に対する研修等を実施する。

5 本ガイドラインの見直し

本ガイドラインは、今後の国における検討及び技術の進展などを踏まえ、随時、必要な見直しを行う。

Ⅲ オープンデータ推進の具体的手法及び枠組み

1 オープンデータ化の検討対象となる公共データ

原則として、本区が保有する公共データのうち、本区ホームページに掲載し公開・公表をしている公共データをオープンデータ化の対象とする。また、オープンデータ化可能な公共データの選別を進め、個人情報や他団体が有する著作権等の諸権利に配慮した上で、公開する公共データの対象を検討する。

2 オープンデータ公開サイトの整備

オープンデータの提供に際しては、本区ホームページ上にオープンデータ公開サイトを整備する。

3 二次利用の促進と機械判読性の向上

(1) 公開した公共データの二次利用の原則

オープンデータとして公開した公共データは、二次利用を制限する具体的かつ合理的な根拠があるものを除き、二次利用を認めることを原則とする。

公共データの二次利用については、原則としてクリエイティブ・コモンズ・ライセンス⁴を使用し、どのような条件で利用を認めるか明示する。

なお、著作権法の範囲内で、可能な限り二次利用を認めるクリエイティブ・コモンズ・ライセンスにおける「CC BY⁵」となるよう検討し、著作権及び個別法の規定以外の理由により利用を制限する場合には、その理由を併せて表示することとなる。

また、著作物とならない公共データについては、著作権の保護対象外であり二次利用の制限はないことを明示する。

(2) 機械判読性が高いデータの公開

オープンデータ化する公共データについては、それをコンピュータで機械的に読み取り、処理して再利用することを考慮したデータの構造（タグの付け方、表の形式等）とするよう努める。

また、可能なものから、特定のアプリケーションに依存しないデータ形式（CSV⁶等）又はより高度な利用が可能なデータ形式（RDF⁷等）での公開へと順次拡大していく。

(3) 二次利用のために必要な情報及び免責事項の表示

公共データの時点や作成日、作成方法など二次利用のために必要な情報を可能な限り提供し、注意事項及び前提となる条件などを掲示する。

また、オープンデータを二次利用した者が作成した情報により第三者が損害を被った場合、本区はその責めは負わない旨を明示する。

⁴ クリエイティブ・コモンズ・ライセンス 著作物の再利用についての条件等に関する意思表示を手軽に行えるようにするために、国際的に利用されている。利用に関して、著作権者が「著作権者の表示をする」又は「非営利に限定する」など様々なレベルの条件を選択して表示する。

⁵ CC BY クリエイティブ・コモンズによりライセンスの表記の一つ。原作者のクレジット（氏名、作品タイトル、URL）を表示すれば、利用者が営利目的を含めて自由にデータを改変、複製、再配布することができる。

⁶ CSV Comma Separated Values の略。カンマでデータ内の項目を区切るテキスト形式のファイルで、汎用性が高い。

⁷ RDF Resource Description Framework の略。データの作成者やタイトル、更新日などのデータ自体に関する情報を記述する言語。効率的にデータの管理や検索などが行える。

4 オープンデータの掲載期間

オープンデータの掲載期間については、過去から現在まで又は将来に向けたデータの変化を観察することに意味がある場合や、データの最新性に意味がある場合等、様々なケースが想定されることを踏まえ、オープンデータの掲載期間については個々のデータの性質に応じて設定する。また、掲載期間を経過したデータは速やかに削除する。

5 利活用促進のための取組の方向性

(1) 利活用促進のための支援

区民等から利活用の提案等があった場合には、その趣旨、内容を検討した上で、必要に応じて各所属が連携し、支援する。

(2) 区民等との連携

区民等のオープンデータに関するニーズの把握に努めるとともに、区民等が行う利用促進の取組については、その趣旨及び内容を検討した上で、積極的に連携・協力する。

(3) 区民等による活用事例の紹介

区民等が本区のオープンデータを活用した新サービス等を創出した場合は、当該サービス等がオープンデータ推進の意義に沿うものかどうかを判断した上で、当該新サービス等を創出した者との協議の上、本区ホームページ等において積極的に紹介する。

(4) 各所属におけるオープンデータの活用

各所属においては、他部署のデータも含めて積極的にオープンデータを活用し、業務改善や課題解決に取り組むとともに、業務に活用できるオープンデータの拡充について検討・改善を図る。